

酪農・畜産基本政策の確立に関する提言

北海道の酪農・畜産は、厳しい気象・地理的条件の下で、專業經營を主体に展開し、安全で良質な牛乳・乳製品及び畜肉の安定供給という重要な使命を担うとともに、乳業や食肉加工業など幅広い関連産業を通じて地域の雇用や経済を支え、地域社会の活力を維持するなど、極めて重要かつ多様な役割を果たしております。

しかしながら、北海道酪農・畜産を取り巻く環境は、後継者など担い手不足、輸入穀物価格高騰による生産コストの上昇、過重労働と低い労働報酬、海外悪性伝染病の発生不安など、年々厳しさを増しており、生乳生産量や飼養頭数が減少するなど生産基盤の維持・強化が急務となっております。

また、TPP交渉において、牛肉・豚肉や乳製品などの重要5品目を聖域とした国会決議が破られ、これまでに経験したことのない高い水準の市場開放という危機的状況に対し、多くの生産者はさらなる生産縮小と所得低下を招きかねないとの将来不安を強めています。

こうしたもと、国は平成27年3月に新たな「酪農・肉用牛近代化基本方針」を策定し、政策目標として畜産再興プランを掲げ、酪農生産基盤の強化や飼料増産などの畜産クラスターを基軸とする取組を示しました。生産現場においては、高い期待感を寄せる一方で、「際限のない市場競争、経済効率一辺倒の考え方」が押し付けられるのではないかと強く懸念を抱いているところでもあります。

については、国民の基礎的食料の一つである牛乳乳製品及び畜産物の安定供給、地域経済・社会を支える家族経営・農業生産法人を中核とする酪農・畜産の持続的な発展を図るため、未来を切り拓く生産現場に寄り添った酪農・畜産政策の推進と必要な予算確保を図られますようご要請致します。

2016（平成28）年 8月

北海道農民連盟
委員長 石川純雄

I. 国内酪農・畜産の持続的発展を阻害するTPP協定断固反対

1. TPP協定の国会承認の断固反対

TPP協定におけるわが国の農産物関税の撤廃・削減等の約束内容は、牛肉・豚肉や乳製品等重要5品目の除外又は再協議などを求めた国会決議に反するとともに、日豪EPAやWTO協定をはるかに上回るものである。かつ、TPPは関税全廃に突き進む異次元の協定であり、国内の酪農・畜産の持続的発展を大きく阻害するものであることから、国会承認は断じて行わないこと。

2. EPA/FTA交渉等における万全な国境措置の堅持

EUなど各国・地域とのEPA/FTA交渉等において、乳製品や豚肉・牛肉など重要品目の例外措置（関税削減・撤廃の除外）の確保を図るなど、わが国の酪農・畜産が持続可能となるよう万全な国境措置を堅持すること。

II. 多様な酪農・畜産経営に対応した直接所得政策の確立

- 家族経営や農業生産法人など多様な酪農・畜産経営の持続的発展を可能とする直接所得政策を早急に確立することが重要である。その際、将来に向けて拡大再生産が可能となる仕組みを構築し、農業所得の安定化を図ることが必要である。

1. 加工原料乳生産者補給金制度の再構築について

[生乳1kg当たりの直接支払政策の拡充強化]

- 1) 加工原料乳生産者補給金制度の再構築（新たな単価設定）にあたっては、加工原料乳地域における生乳の再生産を確保するため、標準的な「生産コスト」と「(乳製品)取引乳価」との差額（恒常的な赤字部分）を全て補填（交付金の交付）する安定的な仕組みとし、太宗の生乳生産者が納得できる算定基礎データ及び算定期間を用いること。
 - ① 標準的な生産コストについては、生産現場の実感を踏まえた牛乳生産費（全算入生産費＋集送乳経費＋販売手数料＋企画管理労働費）を積み上げて算定すること。
 - ② 全算入生産費については、家族労働費や副産物価格、基準成分換算乳量の扱いについて、酪農労働の実態に即した適切な労賃評価（パート労働を除いた一般労働者の時間当たり労働単価による設定）、変動の大きい副産物価格の影響緩和（又し子価格の除外）、実搾乳量（FAT3.5%換算乳量の見直し）による算定など、現場感覚を反映したものとすること。
 - ③ 標準的な取引価格については、乳製品向3用途（バター・脱脂粉乳向、チーズ向、生クリーム等向）の加重平均価格とすること。
 - ④ 算定期間については、安定した酪農経営の確立に配慮し、5年を超える長期間で設定すること。

- 2) 交付対象数量の設定については、乳製品の用途ごとではなく、需給状況に応じて、弾力的な運用が可能となるような仕組みとすること。
- 3) 補給金制度の補完機能的な役割（直近の価格下落時への対応）を果たす「加工原料乳生産者経営安定対策事業（ナラシ対策）」の充実強化（補填割合を9割に引き上げ等）を図るとともに、機動的に発動しやすい仕組みとすること。

2. 飼料生産型酪農経営支援事業の拡充強化について

[飼料作付面積1ha当たりの直接支払政策の恒久化]

- 1) 「飼料生産型酪農経営支援事業」については、輸入飼料に依存しない自給飼料型酪農生産に取り組む酪農家の経営所得安定を図るため、中長期的な直接支払政策として位置づけのもと、恒久的な制度として確立すること。
- 2) 支援対象者の基準面積（北海道40a/頭）については、直近の生乳需給を踏まえた生産拡大を図る酪農家の増頭対応を勘案し、一定の緩和措置（基準面積の引下げ）を講じること。
- 3) 支援の水準については、自給飼料型酪農生産への積極的な取組を後押しするため、交付金単価（15,000円/ha）の引き上げなど見直しを図ること。

3. 酪農生産基盤強化に向けた家族経営を支援する直接支払制度の創設

[家族酪農経営に対する直接支払政策（乳用雌牛1頭当たり）の確立]

- 1) 酪農生産基盤の下支え的な役割を果たしている意欲的な中小規模層の家族酪農経営の持続的発展が図られるよう、基礎資源である乳用雌牛の安定確保に向けた雌牛の供給力向上（自家哺育・育成による増頭の取り組み）を支援する直接支払（交付金/頭）制度を創設すること。

4. 肉用牛経営安定政策の拡充強化について

[畜産経営に対する直接支払政策（肉用牛1頭当たり）の充実強化]

- 1) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）については、早急に法制度に基づく将来にわたり安定した制度へと見直すこと。
また、見直しにあたっては、補填割合の引き上げ、物財費相当額への全額補填、もと畜費の急激な変動に対応する算定ルールの変更など制度の充実を図ること。
- 2) 肉用子牛生産者補給金制度については、品種毎に再生産と所得が確保されるよう、適正な合理化目標価格等の設定、直近の生産コストを反映した機動的な算定ルールの確立、生産者負担の軽減など制度の充実を図ること。

Ⅲ. 生産現場の実態に即した酪農・畜産の生産振興（生産基盤の強化）

- 酪農・畜産の生産振興(生産基盤の強化)を図るためには、生産者の要望を十分に汲み上げて、現状課題の解決に向けた施策を推進することが重要である。また、予算措置された施策が生産現場で有効に活用できるようにすること(「使える化」)も必要である。

1. 万全な需給調整対策及び生乳流通・取引体制の確立について

[指定生乳生産者団体制度等の機能堅持]

- 1) 牛乳・乳製品需給は短期間で局面(緩和・逼迫)が変わりやすいことから、国などによる万全な需給調整対策(政府買入、乳製品製造委託経費や調整保管経費等への助成など)を講じ、国内生乳生産の安定に資すること。
- 2) 生乳の一元集荷・多元販売、取引価格交渉力の発揮、広域的・合理的な集配乳体制の構築、広範な全国需給調整など、現行の「指定生乳生産者団体制度」が果たしている機能を十分に評価し、制度の根幹を堅持すること。
その上で、指定団体のあり方については、英国での生乳取引制度(ミルク・マーケティング・ボードの解体)の変遷などの事例を十分に精査・検証し、酪農家の視点に立って慎重かつ丁寧な検討を進めること。

2. 生産現場の要望に応える畜産クラスター関連事業の拡充強化について

- 1) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)については、多様な地域(生産者)の要望を踏まえた事業の計画的・継続的な推進に必要な基金造成(予算確保)を図ること。
- 2) 畜産クラスター事業の現行要件では十分に対応しきれない、意欲的な家族経営や専業地域以外(畑作・米作地帯)の酪農・畜産農家における施設整備・機械導入の前向きな取組に答えられるよう、地域特性などを踏まえた柔軟性と多様性を持った事業の仕組みを付加すること。

3. 酪農ヘルパー対策等の拡充強化について

- 1) 酪農経営安定化支援ヘルパー事業(肉用牛ヘルパー事業を含め)については、引き続き必要な予算を十分に確保し、事業の継続強化を図ること。
- 2) 酪農ヘルパー事業は、新規就農などの担い手の人材養成(技能向上等)に加え、酪農家の傷病時対応や休日(冠婚葬祭時を含め)の確保に欠くことのできない重要な役割を果たしていることから、酪農ヘルパーの要員確保と雇用環境の整備に係る費用(募集費用、研修手当、指導手当、広域移動交通費等)への助成措置を充実するなど、現場に寄り添った事業内容とすること。
また、酪農家のヘルパー利用料金の増嵩を抑えるため、酪農ヘルパー利用組合の安定的な運営を支援する助成措置を講じること。

以上